

# 石川県公報

令和3年3月31日(水曜日)

号 外

(第 25 号)

## 目 次

告 示		人事委員会	
○情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる手続等の一部改正 (行政経営課)	1	○石川県人事委員会が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則	3
議 会		労働委員会	
○石川県議会が所管する手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程	2	○石川県労働委員会が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部改正	4
教育委員会		収用委員会	
○情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる手続等の一部改正	2	○石川県収用委員会が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部改正	4
公安委員会			
○情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる手続等	3		
監 査 委 員			
○石川県監査委員が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部改正	3		

## 告 示

### 石川県告示第128号

情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる手続等（平成16年石川県告示第414号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

申請等の表石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号）の項の次に次のように加える。

石川県個人情報保護条例（平成15年石川県条例第2号）	第13条第1項	保有個人情報の開示請求
----------------------------	---------	-------------

申請等の表石川県港湾施設管理条例施行規則（昭和30年石川県規則第26号）の項の次に次のように加える。

石川県補助金交付規則（昭和34年石川県規則第29号）	第4条第1項	補助金の交付の申請
	第6条第3項	補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分の変更及び補助事業の中止又は廃止の承認の申請
	第11条	補助事業の遂行の状況報告
	第13条	補助事業の実績報告
	第16条第2項	補助金の交付の請求
石川県立産業技術専門学校条例施行規則（昭和48年石川県規則第19号）	第5条第1項	開放機器の使用の承認の申請
	第6条第2項	使用の承認事項の変更の申請
	第8条	使用料の減免の申請
	第9条	使用料の返還の申請

申請等の表に次のように加える。

石川県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年石川県規則第60号）	第7条	貸付金の貸付けの申請
	第10条第2項	事業実施報告書等の提出
	第11条	償還金の支払猶予の申請
石川トライアルセンター条例施行規則（平成2年石川県規則第12号）	第5条第2項	使用料の減免の申請
	第6条	使用料の返還の申請
石川県新分野創造開発支援センター条例施行規則（平成9年石川県規則第17号）	第5条第2項	使用料の減免の申請
	第6条	使用料の返還の申請
石川県庁舎等管理規則（平成14年石川県規則第50号）	第13条第3項	県庁舎等における禁止行為の許可の申請
ふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則（平成16年石川県規則第51号）	第195条第1項	地球温暖化対策計画書及び地球温暖化対策実施状況報告書の提出
いしかわ次世代産業創造支援センター条例施行規則（平成23年石川県規則第6号）	第5条	使用料の減免の申請
	第6条	使用料の返還の申請

## 議 会

石川県議会が所管する手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。  
令和三年三月三十一日

石川県議会議長 向 出 勉

### 石川県議会規程第二号

石川県議会が所管する手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程

石川県議会が所管する手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成二十年石川県議会規程第一号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

（適用範囲）

第三条 この規程は、次に掲げる手続等について適用する。

- 一 石川県情報公開条例（平成十二年石川県条例第四十六号）第六条第一項の規定による公文書の公開の請求
- 二 石川県個人情報保護条例（平成十五年石川県条例第二号）第十二条第一項の規定による保有個人情報の開示請求

附 則

この規程は、令和三年四月一日から施行する。

## 教 育 委 員 会

### 石川県教育委員会告示第7号

情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる手続等（平成20年石川県教育委員会告示第23号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月31日

石 川 県 教 育 委 員 会

申請等の表に次のように加える。

石川県個人情報保護条例（平成15年石川県条例第2号）	第13条第1項	保有個人情報の開示請求
----------------------------	---------	-------------

## 公安委員会

### 石川県公安委員会告示第32号

情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる手続等（平成20年石川県公安委員会告示第112号）の全部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月31日

石川県公安委員会

申請等

手続等の根拠となる法律若しくは法律に基づく命令又は条例等の名称	規定	申請等の内容
自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）	第4条第1項 ただし書	保管場所の確保を証する書面に相当する通知の申請
自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号）	第5条第1項	自動車の保管場所の確保等に関する法律第4条第1項ただし書の規定による申請に併せて行う保管場所標章の交付の申請
石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号）	第6条第1項	公文書の公開の請求
石川県個人情報保護条例（平成15年石川県条例第2号）	第13条第1項	保有個人情報の開示請求

## 監査委員

### 石川県監査委員規程第1号

石川県監査委員が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程（平成20年石川県監査委員規程第3号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

石川県監査委員

第3条を次のように改める。

（適用範囲）

第3条 この規程は、次に掲げる手続等について適用する。

- 石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号）第6条第1項の規定による公文書の公開の請求
- 石川県個人情報保護条例（平成15年石川県条例第2号）第13条第1項の規定による保有個人情報の開示請求

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

## 人事委員会

石川県人事委員会が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

石川県人事委員会

### 石川県人事委員会規則第三号

石川県人事委員会が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

石川県人事委員会が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成二十年石川県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

(適用範囲)

第3条 この規則は、次に掲げる手続等について適用する。

- 石川県情報公開条例(平成十二年石川県条例第四十六号)第六条第一項の規定による公文書の公開の請求
- 石川県個人情報保護条例(平成十五年石川県条例第二号)第十三条第一項の規定による保有個人情報の開示請求

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

## 労 働 委 員 会

### 石川県労働委員会告示第1号

石川県労働委員会が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程(平成20年石川県労働委員会告示第2号)の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

石 川 県 労 働 委 員 会

第3条を次のように改める。

(適用範囲)

第3条 この規程は、次に掲げる手続等について適用する。

- 石川県情報公開条例(平成12年石川県条例第46号)第6条第1項の規定による公文書の公開の請求
- 石川県個人情報保護条例(平成15年石川県条例第2号)第13条第1項の規定による保有個人情報の開示請求

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

## 収 用 委 員 会

### 石川県収用委員会規程第1号

石川県収用委員会が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程(平成20年石川県収用委員会規程第1号)の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

石 川 県 収 用 委 員 会

第3条を次のように改める。

(適用範囲)

第3条 この規程は、次に掲げる手続等について適用する。

- 石川県情報公開条例(平成12年石川県条例第46号)第6条第1項の規定による公文書の公開の請求
- 石川県個人情報保護条例(平成15年石川県条例第2号)第13条第1項の規定による保有個人情報の開示請求

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。